

# 国民健康保険 特集

## 国民健康保険の現状と税率改正

### 国民健康保険とは

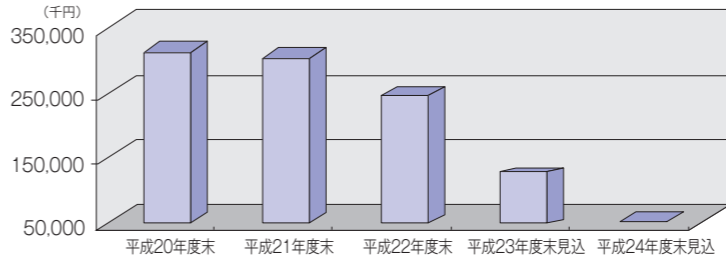
国民健康保険は、病気やけがをしたとき安心して医療機関を受診出来るように、加入者が相互に援助しあい、健やかな暮らしを支える大切な保険制度です。国民健康保険制度は、加入者に納めていただく国民健康保険税と、国・県・町の公費で運営されています。

### 国保財政の状況

平成20年度までの医療費は安定的に推移してきましたが、急速な高齢化の進行や医療技術の高度化により平成21年度から徐々に増加傾向にあり、厳しい財政状況が続く中、当町では基金を取り崩すなどして国保会計を運営してきました。

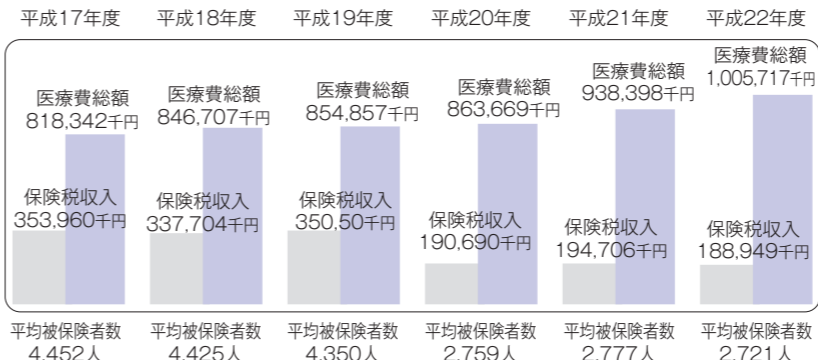
しかし、近年の景気後退による保険税収入の伸び悩みや、今後の医療費の増加などにより、さらに厳しい財政状況になることが予測されます。

国民健康保険会計基金残高の状況



### 医療費の伸びと保険税収入について

当町における医療費総額は年々増加しており、平成20年度から平成22年度については、約1億4千万円余りの伸びを示しています。また、被保険者数の伸びがほとんどない状態にもかかわらず、医療費総額の伸びが大きいのは、病院等を受診する件数の増加や高額な医療にかかる方の増加などによるものです。一方、税収は平成20年度の後期高齢者医療制度創設による被保険者数の減少によって収入額が減少し、その後は長引く景気低迷により伸び悩みの状態が続いています。



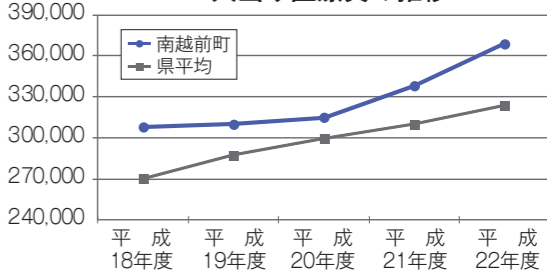
### 問合せ 町民税務課

TEL 47-18014

### 1人当たり医療費と県平均

当町の過去5年間の1人当たり医療費は、県平均より高く、県内市町の中でも上位となっています。

1人当たり医療費の推移



**\*特定健診を受けましょう**  
脳卒中や心筋梗塞などは、発症するその日までほとんど自覚症状はありません。自覚症状が出て受診したときにはすでに重症化している場合が多く、この場合の医療費は高額となり、個人負担も大きくなります。年に1回は特定健診を受けて、病気の早期発見・早期治療が出来れば必要以上の医療費を払わずに済みますので、皆さん、すんで特定健診を受けましょう。

このように国保財政が年々厳しさを増す中で、旧税率のままでは平成24年度に基金が底をつき平成25年度には約7,000万円の財源不足が見込まれることや、今後も医療費の増加が見込まれる現状をふまえると、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、やむを得ず平成24年度から国民健康保険の税率を改正することになりました。しかしながら、不足分すべてを国民健康保険税の増徴で賄うことは、加入者の皆さんのご負担が大きすぎることから、税率の上昇を抑える形での税率改正となっています。

### 今回の税率改正

税率改正の内容は左の表のとおりです。

課税の種類	課税区分	改正前	改正後	増減
医療分	所得割	3.9%	5.5%	↑1.6%
	資産割	20.0%	24.0%	↑4.0%
	均等割	17,000円	25,000円	↑8,000円
	平等割	17,000円	25,000円	↑8,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	1.1%	1.3%	↑0.2%
	資産割	2.4%	2.6%	↑0.2%
	均等割	5,100円	5,800円	↑700円
	平等割	4,700円	5,100円	↑400円
介護分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割	1.0%	1.2%	↑0.2%
	資産割	7.5%	7.2%	↓0.3%
	均等割	8,000円	7,500円	↓500円
	平等割	5,000円	5,000円	—

所得割(前年の所得金額-基礎控除33万円)×税率  
資産割(土地及び家屋にかかる固定資産税額×税率)  
均等割(加入者1人当たり)  
平等割(1世帯当たり)

### 自分で計算してみよう

(1)まず加入者ごとに所得割、資産割、均等割の額を医療分、後期支援分、介護分についてそれぞれ計算し、世帯の分を合算します。  
(2)次に世帯で合算した(1)の合計額に、それぞれ平等割額を加算し、100円未満を切り捨て合算したものが年税額になります。

**\*所得割額の課税所得=前年中の所得-基礎控除(33万円) …①**  
**\*資産割額の課税額=その年度の固定資産税額(土地・家屋分) …②**

**【医療分】**  
①×5.5%(所得割額)+②×24.0%(資産割額)+25,000円(均等割額)

**【後期支援分】**  
①×1.3%(所得割額)+②×2.6%(資産割額)+5,800円(均等割額)

**【介護分】**  
①×1.2%(所得割額)+②×7.2%(資産割額)+7,500円(均等割額)  
※40~64歳の方のみ

**【年税額】**  
(医療分合計+25,000円)+(後期支援分合計+5,100円)+(介護分合計+5,000円)

### 税額例 夫婦2人(65歳未満で介護分対象)

・夫の給与収入 167万円  
(給与所得100万円)  
・年金収入 100万円  
(年金所得30万円)  
・固定資産税額 5万円  
所得割算定基準所得(給与所得100万円+年金所得30万円)-33万円=97万円

### 所得が少ない世帯への軽減

軽減率	改正前			改正後		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
7割軽減	37,830円	10,670円	9,700円	53,350円	12,610円	11,640円
5割軽減	10,000円	1,200円	3,750円	12,000円	1,300円	3,600円
2割軽減	34,000円	10,200円	16,000円	50,000円	11,600円	15,000円
	17,000円	4,700円	5,000円	25,000円	5,100円	5,000円
	計 98,830円	26,770円	34,450円	計 140,350円	30,610円	35,240円
	年税額 160,000円	(100円未満切捨て)		年税額 206,200円	(100円未満切捨て)	

要件

- 7割軽減: 世帯主とその世帯の被保険者の所得が33万円以下の世帯
- 5割軽減: 世帯主とその世帯の被保険者の所得が33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数以下の世帯
- 2割軽減: 世帯主とその世帯の被保険者数以下の世帯

《軽減判定所得》  
軽減を判定するための所得とは、世帯の国民健康保険加入者全員(社会保険に加入している世帯主を含む)の「総所得金額」を合算した金額です。

★注意  
・専従者給与はないものとして扱い、専従者控除は行いません。  
・土地、建物の譲渡所得は、特別控除が適用されません。  
・前年12月31日現在で65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を控除します。  
※軽減は均等割・平等割に対してかかります。

国民健康保険に加入している皆さんには、さらなるご負担をおかけすることになりますが、ご理解と協力をお願いいたします。